



《会計・税務の知識》 配偶者控除について

はじめに

確定申告の季節となりました。

2016 年度税制改正においては、専業主婦がいる世帯などの税金の負担を軽減する「配偶者控除」の見直しについては見送られました。

「配偶者控除」「配偶者特別控除」の両制度における影響は、年度の予算ベースにおいて、「配偶者控除」の適用者数は 1,400 万人程度、「配偶者特別控除」の適用者数は 100 万人程度、そして、両制度合わせた減収額は 6,300 億円程度です。(第 6 回税制調査会 財務省説明資料[配偶者控除]より)

そこで、今回は、今注目されている「配偶者控除」「配偶者特別控除」制度について記載いたします。

1. 現行の「配偶者控除」制度

納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合には、一定の金額の所得控除（配偶者控除 38 万円。ただし、控除対象配偶者が 70 歳以上の場合は配偶者控除 48 万円）が受けられます。

配偶者控除が受けられる要件は以下の通りです。

- ① 婚姻届を役所に提出し、法律的にも夫婦であること。(内縁関係は対象外)
- ② 納税者と生計を一にしていること。(同居していなくても可)
- ③ 年間の合計所得金額が 38 万円以下であること。(給与のみの場合は給与収入が 103 万円以下)
- ④ 青色事業専従者として給与の支払を受けていないこと又は事業専従者でないこと。

一般に言われる「103 万円の壁」というのは、次のことを指します。配偶者の給与収入が 103 万円以下であれば、上記の要件に該当し納税者において「配偶者控除」が受けられます。また、103 万円から給与所得控除額 65 万円と基礎控除額 38 万円を差し引くと 0 円となり、配偶者自身においても所得税がかかりません。

また、給与収入を 100 万円以下に抑えれば、配偶者において、所得税のみでなく住民税もかかりません。(給与収入 100 万円 - 給与所得控除額 65 万円 - 非課税限度額 35 万円^{*} = 0 円)

さらに、一般に言われる「130 万円の壁」とは、配偶者の給与収入が 130 万円以上になると、配偶者の社会保険料負担が発生することを指します。

^{*}35 万円は東京都の基準額であり、非課税限度額は、地方自治体によって異なります。

		配偶者の収入			
		100万円	103万円	130万円	141万円
納税者 (夫が該当することが多い)	配偶者控除	103万円以下適用あり			
	配偶者特別控除				103万円超141万円未満適用あり
配偶者 (妻が該当することが多い)	所得税	103万円以下所得税かからない			
	住民税	100万円以下住民税かからない			
	社会保険料	130万円未満社会保険料負担なし			

2. 現行の「配偶者特別控除」制度

配偶者に 38 万円を超える所得（給与のみの場合は 103 万円を超える給与収入）があるため、「配偶者控除」の適用が受けられないときでも、配偶者の所得に応じて、一定の所得控除が受けられます。

これは、103 万円を超えた途端に税負担が急に重くならないようにするための段階的な緩和措置です。

配偶者特別控除の上限は 38 万円で、配偶者の所得があがるにつれて、控除できる金額が段階的に下がります。なお、納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超えている場合には適用がありません。

おわりに

この制度につきましては、恩恵を受けるため働く時間を意図的に減らして年収を抑える主婦も多く、女性の社会進出の妨げであるとの指摘もあります。2016 年度税制改正においては見送られましたが、今後の動向が注目されると言えます。(担当:小西)